

竹原市公共下水道排水設備指定工事店の申請(新規・更新)について

【新規申請の提出書類】

- ① 公共下水道排水設備指定工事店指定申請書(新規・更新) (様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第3号)
- ④ 機械器具を有することを証する書類(様式第4号)
- ⑤ 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証(広島県下水道協会の長が交付したものに限り。)の写し及び雇用関係を証する書類
- ⑥ 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書の原本(法人の場合)
- ⑦ 住民票記載事項証明書の原本(個人の場合)
- ⑧ その他の書類(他市町で取得されている下水道排水設備工事店資格、及び工事実績に関する書類)

等が必要です。

【更新申請の提出書類】

申請書類は、新規申請と同じになります。

ただし、《別表》に掲げる連携市町(営業所の所在地を管轄する連携市町に限る)で排水設備指定工事店の指定を受けている場合は、以下の書類(②③④⑥⑦)に代えて

⑨ 連携市町(営業所の所在地を管轄する連携市町に限る)の指定工事店証の写しの提出をお願いします。

- | | | |
|---|---|---------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> ② 誓約書(様式第2号) ③ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第3号) ④ 機械器具を有することを証する書類(様式第4号) ⑥ 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書(法人の場合) ⑦ 住民票記載事項証明書(個人の場合) | } | ⇒ ⑨連携市町の 工事店証の写し |
|---|---|---------------------|

《別表》

連携市町

| 区分 | 市 町 |
|-----|---|
| 広島県 | 広島市、呉市、三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、豊田郡大崎上島町、世羅郡世羅町 |
| 山口県 | 岩国市、柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町 |
| 島根県 | 鹿足郡吉賀町 |

【指定工事店の指定要件】

排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとします。

- (1) 責任技術者（広島県下水道協会の長が交付したものに限る。）が1名以上専属していること。
- (2) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 広島県の区域内又は別表に掲げる山口県及び島根県の市町いずれかの区域に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 工事業者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合
 - イ 工事業者が、不法行為又は不正行為等により責任技術者としての登録を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者である場合
 - ウ 工事業者が、第10条第2項の規定により指定工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない場合
 - エ 工事業者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
 - オ 工事業者が、精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である場合
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。

【申請手数料】

申請の際に1件につき、つぎの申請手手数料が必要となります。

新規申請 30,000円

更新申請 10,000円

指定工事店の有効期間は指定の日から5年間です。

お問い合わせ先
下水道課庶務係
0846-22-7751